（三級の受験資格）

第十九条　三級の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（三級自動車シャシ整備士の技能検定を受ける場合にあつては第五号、三級自動車ガソリン・エンジン整備士又は三級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号、三級二輪自動車整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号及び第五号を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

一　自動車の整備作業（三級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、原動機付自転車の整備作業を含む。以下同じ。）に関し六月以上の実務の経験（十五歳となつた日以後の経験に限る。以下同じ。）を有する者

二　次に掲げる者であつて、自動車の整備作業に関し三月以上の実務の経験を有するもの

イ～ハ　（略）

三～五　（略）

（自動車タイヤ整備士等の受験資格）

第十九条の二　自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（自動車タイヤ整備士及び自動車電気装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号（ロ及びハに係る部分に限る。）を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

一　受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有する者

二　第十八条第一項第二号イ若しくはロ若しくは第四号の二ロ又は前条第二号ハに掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

三　次に掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

イ～ハ　（略）

四～六　（略）

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

別表第五（第五十七条関係）

対象とする整備の種類 / 対象とする装置の種類 / 作業機械等	分解整備								電子制御装置整備	
	原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	運行補助装置	自動運行装置	
（略）										

改正前

別表第五（第五十七条関係）

対象とする整備の種類 / 対象とする装置の種類 / 作業機械等	分解整備								電子制御装置整備	
	原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝連結装置	連結装置	運行補助装置	自動運行装置	
（略）										